

日本帝国主義被害者たちの 権利救済の現況及び課題

— 現行の支援法の問題点及び代案を中心に —

大韓弁護士協会人権委員会日帝被害者人権小委員会

崔 鳳泰 ● Choi, Bongtae

1 はじめに

現在、韓国では、これまで施行されていた「日本植民地下の強制動員の被害真相究明などに関する特別法」（「真相究明法」）と「太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者などの支援に関する法律」（「支援法」）が統合され、「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者などの支援に関する特別法」になって、日本帝国主義被害者たちに対する被害真相究明作業とともに、一部の被害者たちに対する支援が行われている。元々、このような作業は、韓国が日本から独立した時点で直ちに行われるべきものであった。しかし、韓国軍事政権と帝国主義侵略に対する反省のない日本政権との政治的な妥協によって1965年の日韓協定が結ばれ、被害者たちは、誰を相手に自分の権利を主張すべきかも分からないという曖昧な状況に置かれたまま、現在に至っている。

本報告は、現在施行中である韓国政府の「支援法」の限界を中心に問題点を分析し、その代案を考えてみることに目的がある。

2 現在施行中である「支援法」の問題点

(1) 補償法か、それとも支援法か

一番の問題は、現在施行中である「支援法」に従って行われている被害者たちに対する金銭的な支給が、補償か、それとも支援かという点で、曖昧な状態にあることである。補償とは、権利を侵害された者が、自分の権利として主張することであるため、支援という恩恵的な給付とは別のものとなる。補償ならば、韓国憲法の精神により、財産権が侵害された場合には、それに伴う正当な補償が行われるべきである。

(2) 支援法の具体的な限界

現在施行中である「支援法」によると、国外強制動

員犠牲者だけが対象となっているため、国内動員犠牲者はまったく支援の対象とはならないという問題がある。また、「真相究明法」に従って被害申告をして被害者として確定されたが、「支援法」によって支援の対象とはならないという問題も発生している。

これとともに、国外強制動員犠牲者である場合にも、死亡ないし行方不明になった場合のみを強制動員犠牲者として見なし、その遺族に金2,000万ウォンの慰労金を支給しているが、国外強制動員の生還者たちに対しては慰労金を一切支給していない。また、生還生存者たちの場合には、唯一、医療補助費のみが支給されているにすぎない。

3 支援法の限界をどのように乗り越えるか

(1) 「99円事件」と「西松建設事件」に対する最高裁判所の判決を振り返って…

日韓併合100年（韓国では日韓併合を、「国恥」と表現する。）を控えた去年の末、いわゆる「99円事件」が発生した。三菱重工業の名古屋工場に強制動員された勤労挺身隊の被害者たちに、日本社会保険庁がそれぞれ99円の厚生年金の脱退手当金を支給したことで韓国国民の怒りを買った。また、3年前の2007年4月27日に日本の最高裁判所が西松建設株式会社に対し、サンフランシスコ平和条約の枠の中で行われた国同士の戦後処理が法律的に意味することは、個人の実体的な請求権まで消滅させることではないとして、債務者である西松建設の自発的な履行を促したことにより、2009年、同社と中国人の被害者たちとが包括的な和解がなされ、最近も再び和解がなされた。従って、このような最高裁判所の趣旨に則って日本政府及び企業の自発的な責任の履行を牽引するという課題が残っている。

(2) このような日本側の責任の履行を牽引するためには、あらかじめ韓国政府が「真相究明法」及び「支援法」の限界を率先して是正する必要がある。

現在、日本帝国主義被害者たちは韓国国内で様々な闘争をしており、関連訴訟も多く進行中である。その中でも特に注目すべきなのは、韓国政府が日韓会談文書を公開しながら示した法的な見解に対して提

起された憲法裁判である。

日本軍慰安婦や原爆被害者たちは、日韓請求権協定に対する日韓両国の政府の法的解釈を巡る紛争を解決しようと憲法訴訟を提起し、外交通商部長官を相手として、日韓請求権協定に対する日本政府との解釈上の紛争を上記の協定の第3条に則って平和かつ迅速に解決すべきであると主張している。

もう一つ、現在争点となっており、至急解決すべき問題は、未収金の補償問題である。韓国政府は、支援法によって未収金1円当たり2,000ウォンで換算した支援金を支給しているが、これに対して被害者たちは、「補償ではない」と納得していない。未収金は、強制労働をさせた軍や日本企業により日本の法務局に供託され、現在も日本で保管されているが、被害者が韓国政府にその回収を求めているのに、韓国政府は日韓協定により回収できないという立場を採っている。被害者らは、韓国政府が日本で保管中である供託金を回収しないならば、現在の相場による正当な補償(例えば、金の価格を基準とすると14万倍)をすべきであると主張している。これに対して、6月18日にソウル行政法院は、被害者の声に応じ、その換算規定が違憲のおそれがあるとして違憲法律審判申請を憲法裁判所に提起した。

(3)そして、韓国政府は、日本政府と協議して日本で日韓会谈文書を公開することで日本政府の法的見解を明確にし、それによって協議されたことに則って韓国政府の「支援法」の規定を改正したり補完したりする努力をすべきである。「支援」のための法ならば、日本帝国主義強制動員被害者たちに対して差別のない支援を通じて国民統合に寄与することが、「支援法」の真の趣旨に符合することである。「補償」ならば、憲法精神に則って補償法をしっかりと制定すべきである。今のように日本帝国主義被害者たちに正当な補償もせず、「99円事件」のような場合に一言の抗議もしないという無責任な行動は、もうとるべきではない。

4 まとめ

元々、日本帝国主義被害者たちに対する権利救済の問題は、1965年の日韓会谈の当時に日本側と韓国側との誠実な協議を通じて解決すべき問題であった。しかし、2005年に公開された日韓会谈文書によると、韓国政府は、被害者たちの権利を利用して日本政府と取引をした結果、加害者に対する日本帝国主義被害者たちの権利救済ができないという過ちを犯したことが明らかになった。また、日本側も軍事政権の弱点を利用し、被害者たちの権利救済ができないようにする過ちを犯した。すなわち、冷戦共助の最大の犠牲者は、日本帝国主義被害者であったのである。従って、冷戦時代の日韓関係をを超えて平和共助を成立させるためには、今後真実を明らかにするとともに、韓国政府と協議して「支援法」の限界を乗り越える、仮称「日本帝国主義被害者救済平和基金」を一緒に作るべきである。これを可能にするためにも、韓国政府と企業は率先して責任を履行すべきであり、持続的な「支援法」の改正によって日本帝国主義被害者たちに正義を取り戻す作業を続けるべきである。この意味で、請求金資金¹⁾を使用した韓国の代表的企業であるポスコに被害者に対する社会的責任を認めたソウル高等法院の判決と、1円当たり2,000ウォンの換算規定には違憲のおそれがあるとした前記ソウル行政法院の判断は意味深いと思われる。これら判決の趣旨に応じて韓国政府及び韓国企業が責任を履行することが求められる。一方、日本の最高裁判所の判決の趣旨に依る日本政府及び日本企業の共同努力が切実に求められる。これが日本帝国主義被害者に対して法の支配を実現することであろう。

また、原爆被害者の問題のように、直接加害の責任のある者たちから一言の謝罪や賠償を受けていない日韓の戦争被害者の問題を解決するため、今後日韓の弁護士会がどのように対処するかに関し、両弁護士会で共同して検討し実行する努力が必要である。

1) 1965年日韓協定により、日本から提供された経済協力資金のことをいう。